

藤井寺市の契約からの暴力団排除措置要綱

藤井寺市の契約からの暴力団排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号。以下「条例」という。）第7条から第9条までの規定に基づき、本市が締結する公共工事等の契約（以下「市契約」という。）から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事等 条例第2条第5号に規定する公共工事等をいう。
- (2) 暴力団 条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団密接関係者 条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (5) 役員等 藤井寺市暴力団排除条例施行規則（平成25年藤井寺市規則第49号。以下「規則」という。）第3条第5号アからエまでに掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）をいう。
- (6) 入札参加資格 公共工事等に関する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の規定による一般競争入札の参加資格及び同令第167条の11の規定に基づく指名競争入札の参加資格をいう。
- (7) 入札参加資格者 条例第2条第6号に規定する入札参加資格者をいう。
- (8) 登録取下げ者 条例第8条第1項第4号に規定する公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由なく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者をいう。
- (9) 下請負人等 条例第7条に規定する下請負人等をいう。

(入札等排除措置等)

第3条 市長は、入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が別表第1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、第16条第1項に定める藤井寺市暴力団排除措置委員会（同項を除き、以下「委員会」という。）の審議を経た上で、同表に定める期間、当該入札参加資格者を公共工事等から排除する措置（以下「入札等排除措置」という。）を行うものとする。

- 2 前項の規定は、登録取下げ者についても適用する。この場合において、登録取下げ者に係る別表第1の規定の適用については、同表の規定中「入札参加資格者」とあるのは、「登録取下げ者」とする。
- 3 市長は、前2項の規定により、入札等排除措置を行った入札参加資格者及び登録取下げ者（以下「入札等排除者」という。）について、当該措置に係る別表第1に定める期間が経過し、かつ、当該入札等排除者から書面による入札等除外措置の解除の申出があり、同表のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、委員会の審議を経た上で、当該入札等排除措置を解除するものとする。
- 4 前項の場合において、市長は、別表第1のいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を求めることができる。
- 5 市長は、入札等排除措置を行ったときは、当該措置に係る別表第1に定める期間、当該措置を受けた者の商号又は名称、所在地、入札等排除措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

（注意喚起）

第4条 市長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の審議を経た上で、入札参加資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

（一般競争入札からの排除）

第5条 市長は、公共工事等の一般競争入札を実施する場合は、入札等排除者を入札に参加させないものとする。

- 2 市長は、前項の入札後に、契約の相手方が入札等排除措置を受けたときは、その者の入札行為を無効とし、又は契約を行わず、若しくは解除することができる。
- 3 市長は、前項の規定により入札行為を無効としたとき、契約の締結を行わないとき、又は契約を解除したときは、速やかに当該入札等排除者に通知するものとする。
- 4 前3項の規定は、せり売りを行う場合について準用する。

（指名競争入札からの排除）

第6条 市長は、公共工事等の指名競争入札を実施する場合は、入札等排除者を指名しないものとする。

- 2 市長は、前項の指名をした後に、契約の相手方が入札等排除措置を受けたときは、その指名を取り消し、入札行為を無効とし、又は契約を行わず、若しくは解除することができる。
- 3 市長は、前項の規定により指名を取り消したとき、契約の締結を行わないとき、又は契約を解除したときは、速やかに当該入札等排除者に通知するものとする。

（随意契約からの排除）

第7条 市長は、公共工事等の随意契約を実施する場合は、次に掲げる者を当該契約の相手方としないものとする。

(1) 入札等排除者

(2) 入札参加資格の有無にかかわらず、大阪府羽曳野警察署又は大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当する旨の通報等を受けた当該通報に係る事業者

2 市長は、前項の契約を締結した後に、契約の相手方が入札等排除措置を受けたときは、その者の契約を解除することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、入札等排除者等の所有する土地を用地買収する必要がある場合等、当該契約の性質又は目的により入札等排除者等を契約の相手方とする公益上の合理的な理由がある場合は、この限りではない。

（下請負契約等からの排除）

第8条 市長は、契約の相手方が、前条第1項各号に掲げる者を、下請負人等とすることを許してはならない。

2 市長は、契約において前条第1項各号に掲げる者を下請負人等としていると認めるときは、当該契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

3 当該契約の相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、当該契約を解除するものとする。

（共同企業体への適用）

第9条 第3条及び前4条の規定は、入札等排除者を構成員とする共同企業体について適用する。

（契約の解除）

第10条 市長は、条例第8条第1項第6号又は第7号の規定に基づく契約の解除ができるよう、契約の締結に当たって当該契約書に暴力団排除条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団の排除に関する条項を盛り込むよう指導するものとする。

（誓約書の徴収等）

第11条 市長は、契約金額が500万円以上の市契約の相手方に対し、条例第8条第2項の規定により、暴力団員等でない旨を表明した誓約書（元請用）（様式第1号）又は暴力団員等でない旨を表明した誓約書（売払い等用）（様式第3号）を市に提出するよう求めるものとする。ただし、市長が必要であると判断した場合は、契約金額が500万円未満の場合であっても誓約書を提出するよう求めるものとする。

- 2 市長は、契約の相手方に対し、条例第8条第2項の規定により、契約金額が500万円以上の下請負人等が、暴力団員等でない旨を表明した誓約書（下請用）（様式2号）を下請負人等から徴収し、市に提出するよう求めるものとする。ただし、市長が必要であると判断した場合は、下請負人等との契約金額が500万円未満の場合であっても誓約書を提出するよう求めるものとする。
- 3 市長は、前2項に規定する誓約書を提出した市契約の相手方又はその下請負人等が暴力団員等であると認めるとき（第3条の規定により入札等排除措置を行う場合を除く。）は、委員会の審議を経た上で、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間、当該誓約書に違反した者の商号又は名称、所在地、違反の内容その他必要な事項を公表するものとする。
- (1) 暴力団員又は役員等のうちに暴力団員が含まれる事業者該当すると認められる場合 当該認定をした日から2年
 - (2) 規則第3条第1項第1号から第6号までに掲げる者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合 当該認定をした日から1年
- 4 市長は、前項の規定により誓約書の違反の公表を決定したときは、速やかに公表の対象者に通知するものとする。
- 5 市長は、契約の相手方が第1項に規定する誓約書を提出しないときは、その相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。
- 6 市長は、第1項及び第2項に規定する誓約書を提出しなかった契約の相手方又は下請負人等が入札参加資格者であった場合、その契約の相手方又は下請負人等に対し、藤井寺市建設工事請負及び建設コンサルタント等業務委託競争入札指名停止要綱（平成3年7月1日制定）及び藤井寺市業務委託等競争入札指名停止要綱（平成13年1月5日制定）に基づき、指名停止等の措置を行うものとする。
- （出資団体等への要請）
- 第12条 市長は、第3条の規定により、入札等排除措置を行ったときは、市の事務又は事業を行わせる市が出資する法人に対して、所管課長を通じて同様の措置を行うよう要請するものとする。
- 2 市長は、入札等排除措置を行ったときは公の施設の管理を行わせている指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に対して、所管課長を通じて同様の措置を行うよう要請するものとする。

（不当介入に対する措置）

第 1 3 条 市長は、契約の相手方から条例第 9 条第 2 項の規定による公共工事等に係る契約の履行に当たって、暴力団員等から不当介入（条例第 9 条第 1 項に規定する不当介入をいう。以下同じ。）の報告を受けた場合は、契約の相手方に対し、警察への届出を行うよう指導するものとする。

2 市長は、契約の相手方の下請人等が契約の履行に当たって、暴力団員等から不当介入を受けた場合は、契約の相手方に対し、当該下請負人等に前項と同様の措置を行うよう指導することを求めるものとする。

3 市長は、契約の相手方又は下請負人等が前 2 項に規定する不当介入を受けたことにより、当該契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、当該契約の相手方が前 2 項の規定により適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講ずることができる。

（関係機関との連携）

第 1 4 条 市長は、この要綱の運用に当たっては、警察その他関係機関と連携を密にして取り組むものとする。

（入札等排除措置等の通知）

第 1 5 条 市長は、第 3 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による入札等排除措置、同条第 3 項の規定による入札等排除措置の解除、第 4 条の規定による注意喚起措置又は第 1 1 条第 3 項の規定による公表を決定したときは、遅滞なく、当該措置等の対象者に通知するものとする。

（委員会の設置）

第 1 6 条 市長は、藤井寺市暴力団排除措置委員会を設置する。

2 委員会は、別表第 2 に掲げる職員をもって構成する。

3 委員長は、副市長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

6 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

7 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

8 会議は、必要に応じて警察その他関係機関の出席を求め、意見を聴くことができる。

9 委員会の議事は、出席委員の 3 分の 2 以上で決する。

1 0 委員会は、円滑な運営に資するため、委員会に幹事会を置くものとし、幹事は、別表第 3 に掲げる職員をもって構成する。

1 1 委員会の庶務は、総務部契約検査課において行う。

(委員会の審議)

第 17 条 委員会は次の各号について、審議を行うものとする。

- (1) 第 3 条に規定する入札等排除措置及び入札等排除措置の解除に関すること。
- (2) 第 4 条に規定する注意喚起に関すること。
- (3) 第 11 条第 3 項に規定する誓約書違反者の公表に関すること。
- (4) その他公共工事等からの暴力団排除に関するために必要と認められる事項に関すること。

(関係部署への通知)

第 18 条 委員長は、入札等排除措置等の通知を行ったときは、その旨を関係課長等に通知するものとする。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行規則)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(藤井寺市暴力団員等排除措置要綱の廃止)

- 2 藤井寺市暴力団員等排除措置要綱（平成 24 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

(適用区分)

- 3 この要綱の規定は、施行日以後に締結する市契約について適用し、同日前に締結した市契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

項	排除措置要件	排除期間
1	個人である入札参加資格者及び法人である入札参加資格者の役員等が暴力団員であると認められるとき。	当該事実を認定した日から2年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
2	入札参加資格者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。	当該事実を認定した日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
3	入札参加資格者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対し、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	
4	入札参加資格者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	
5	入札参加資格者及びその役員等が、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、1の項から4の項までの規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	

別表第 2（第 1 6 条関係）

委員会

副市長

総務部長

都市整備部長

事業主管部長

総務部次長

契約検査課長

別表第 3（第 1 6 条関係）

幹事会

総務課長

契約検査課長

都市デザイン課長

下水道課長

まち建設課長

事業主管課長